

# ブータン(ティンプー市)領事出張サービス(10月6日(火)・7日(水))のお知らせ

## 在インド日本国大使館

当館では、ブータンに在留、在勤する邦人の皆様への便宜のため、2015年10月6日(火)及び7日(水)の以下にご案内する時間に、JICA ブータン事務所の協力を得て、以下のとおり領事出張サービスを実施いたします。是非この機会に領事サービスをご利用ください。皆様のご来訪をお待ちしております。

1. 日時:	2015年10月6日(火) 09:00~13:00、14:00~17:00 及び 10月7日(水)09:00~12:00
2. 場所:	JICA ブータン事務所 (会議室) ブータン王国ティンプー市 JICA BHUTAN OFFICE Doybum Lam / Memorial Chorten, Thimphu, BHUTAN 【連絡先(会場に関する問い合わせ先)】電話: (02)322-030 (JICA ブータン事務所 代表)
3. 取扱業務:	<p><b>(1) 在外選挙人証の申請／受領</b></p> <p>海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院及び参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙、それらの補欠選挙・再選挙)に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。</p> <p>申請のためには、本人確認のため<b>日本国旅券の提示</b>が必要です。</p> <p>(旅券が提示できない場合は、日本国又はブータン政府や地方公共団体が交付した<b>顔写真付きの身分証明書</b>(運転免許証、外国人登録証等)をお持ちください。)</p> <p>なお、同居家族(日本国籍)による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となります。必要書類は次の外務省ホームページにてご確認ください。<a href="http://www.mofa.go.jp/toko/senkyo/shinseisyo.html">http://www.mofa.go.jp/toko/senkyo/shinseisyo.html</a></p> <p><b>選挙人証が大使館に届いていてまだ受領されていない方</b>で、今回の出張サービス時の受領を希望される場合は、その旨を大使館領事部宛にメール(メールアドレスは本案内の末尾参照)でご連絡願います。</p>

## (2)在留届、変更届及び帰国届の届出

外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により、**在留届の提出**が義務づけられています。

また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は**変更届**、帰国予定の方は**帰国届**の提出が必要です。

在留届は、インターネットでの届出が可能です。こちらを利用されると、住所変更や帰国届もインターネットを利用した手続が可能ですので、ご利用ください。ORR ネット(インターネットによる在留届電子届出システム) URL: <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

## (3)旅券の申請、交付

旅券の**申請**をされる方は、**旅券用顔写真1枚を貼り付けた記入済みの申請書を9月30日(水)必着で当館領事班へ OCS や Fedex 等、配達記録の残る方法で送付願います。**申請用紙は、9月24日までに限り JICA ブータン事務所において取得することができます。

旅券の**交付**は、**10月6日(火)に、JICA ブータン事務所内会議室にて**行います。7日(12時まで)の交付を希望される場合には、その旨を申請書類の提出時に記載したメモを同封ください。交付日は、当日のみの限定となります。**当日受け取られない場合、旅券は無効になりますので、ご注意ください。**一般旅券の交付時に、手数料を徴収いたします。

交付手数料は次のとおりです。一般旅券10年:8, 890ルピー、一般旅券5年:6, 110ルピー(12歳未満:3, 330ルピー)

## (4)各種証明書の申請、交付(在留証明、署名証明、出生証明、婚姻証明等)

証明書の**申請**をされる方は、**記入済みの申請書を9月30日(水)必着で当館領事班へ OCS や Fedex 等、配達記録の残る方法で送付願います。**申請用紙は、当館領事部メール([jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp))宛に請求依頼の連絡をお願いいたします。

交付時に手数料を徴収いたします。手数料は、証明書によって異なります。詳しくは、当館ホームページ(領事業務→領事手数料)をご覧いただきか、当館領事班までお問い合わせください。

## (5)戸籍関係の届出、国籍関係の届出

出生届、婚姻届、認知届などの戸籍関係届出や国籍選択届、国籍取得届などの国籍関係届出が可能です。

各届出に必要な書類は以下の外務省ホームページをご覧いただきか、当館領事班までお問い合わせください。

戸籍・国籍関係:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/>

## (6)その他各種相談など

4. 注意点:	<p>(1) 届出・申請・交付の方は、本人確認のため<b>日本国旅券</b>を持参ください。          (なお、手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国又はブータン国政府や地方公共団体が交付した<b>顔写真付きの身分証明書</b>  <b>(運転免許証、外国人登録証等)</b>を必ずお持ちください。)</p> <p>(2) 旅券、証明書の<b>手数料</b>は、当館ホームページ(<a href="http://www.in.emb-japan.go.jp/index-j.html">http://www.in.emb-japan.go.jp/index-j.html</a>)の領事情報より、領事手数料の項目にて確          認いただけます。</p> <p><b>インドルピー現金のみの取り扱いとなります。</b>お手数ですが、交付を受ける方は、できる限り<b>釣り銭が要らないよう予めご用意ください。</b></p>
5. 問い合せ先:	<p><b>在インド日本国大使館 領事班 領事出張サービス担当</b></p> <p>【代表電話】:(91-11)2687-6564 (内線 125) (電話受付時間 9:00~12:30, 14:00~17:00)</p> <p>【FAX】:(91-11)2467-8081</p> <p>【電子メール】:<a href="mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp">jpemb-cons@nd.mofa.go.jp</a></p> <p>【所在地】:50-G Shantipath, Chanakyapuri, New Delhi 110021</p> <p>【郵便物宛名】: Embassy of Japan in India, Consular Section(領事班). 「領事出張サービス係」宛(この部分は、日本語で記載ください)</p>